



国民健康保険税、介護保険料の徴収誤りについて

特別徴収（年金天引き）の開始及び停止をする事務処理の誤りにより、令和8年2月分、4月分の国民健康保険税、介護保険料において、徴収誤りとなっていることが判明しました。

今後、誤って徴収した国民健康保険税及び介護保険料の還付や徴収できなかった介護保険料について徴収を行ってまいります。

関係者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

■対象者

			対象者	影響額
国民健康 保険税	—	特別徴収の開始が できていない方	—	—
	2月分	特別徴収の停止が できていない方	36人	575,600円
	4月分			575,600円
介護保険料	2月分	特別徴収の開始が できていない方	156人	2,254,100円
	2月分	特別徴収の停止が できていない方	11人	175,800円
	4月分			175,800円

■原因

特別徴収の開始及び停止をする場合、年金支給月の2か月前に、愛知県国民健康保険団体連合会へ、依頼データを送信する事務手続きが必要となります。東海市では、後期高齢者医療分、国民健康保険分と知多北部広域連合から受領した介護保険分の3種類のデータをまとめて、後期高齢者医療を担当している職員が送信することとなっていますが、令和7年12月の依頼データを送信する際に、国民健康保険分と介護保険分について、受領した正しいデータではなく、システム処理をする際に作成されるデータ（0件データ）を誤って送信したことによるものです。

■判明した経緯等

令和8年3月9日に、国民健康保険税の還付事務をしている際に、特別徴収の停止ができていないことに気づき、発覚したものです。

■今後の対応

特別徴収の停止ができていない方	2月分は、3月31日に還付又は振込依頼書の送付 4月分は、5月29日に還付
特別徴収の開始ができていない方	納付書（納期限：4月30日）又は 口座振替（4月30日引落し）にて支払い依頼

- (1) 還付対象者の方には、還付通知書を送付する3月31日に、お詫び及び4月分の還付案内も含めた文書を同封するものです。
- (2) 納付対象者の方には、納付書等の御案内を送付する4月上旬に、お詫び文書を同封するものです。

■再発防止策

愛知県国民健康保険団体連合会へ送信するデータについて、該当月データか、0件データとなっていないか等、職員によるダブルチェックを徹底することや、送信するデータと他のデータが混在しないよう、送信ファイルの保存先を明確にすることをを行い、徴収誤りがないよう努めてまいります。

問合せ	国民健康保険税に関すること 東海市役所 市民福祉部国保課 担当：岸本（きしもと）、笠木（かさぎ）、松井（まつい） 052-613-7644、0562-38-6268
	介護保険料に関すること 知多北部広域連合 事業課 担当：山下（やました）、齋藤（さいとう） 052-689-2261